



中華人民共和国組合企業法（2）

(1997年2月23日第8回全国人民代表会常務委員会第24回大会で採択し、
2006年8月27日第10回全国人民代表会第23回会議で改正)

西 村 峯 裕
周 喆

第3章 有限組合企業

第60条【適用規定】 有限組合企業及びその組合員についてはこの章の規定を適用する。この章に定めのないときは、前章第1節ないし第5節の普通組合企業及びその組合員の規定を適用する。

第61条【設立要件】 有限組合企業は、2人以上50人以下の組合員によって設立されるものとする。ただし、法律に別段の定めがある場合を除くほか、有限組合企業は少なくとも1名の普通組合員を有しなければならない。

第62条【名称】 有限組合企業の名称には「有限組合」という文字を明記しなければならない。

第63条【組合取決めの必要的記載事項】 組合取決めは、第18条の規定に符合する場合を除くほか、以下の各号の事項を明記しなければならない。

- (1) 普通組合員及び有限組合員の氏名又は名称、住所
- (2) 業務執行組合員の具備すべき条件及び選任の手続き
- (3) 業務執行組合員の権限及び違約の処理方法
- (4) 業務執行組合員の除名要件及び変更手続き
- (5) 有限組合員の加入、脱退要件、手続き及び関係責任
- (6) 有限組合員と普通組合員との相互の変更手続き

第64条【出資】 ①有限組合員は金銭、現物、知的財産権、土地利用権その他の財産権を用いて出資することができる。

②有限組合員は労務を以て出資してはならない。

第65条【出資の履行】 ①有限組合員は取決めの約定に基づき期限に出資金の全額を納付しなければならない。期限に全額を納付しなかったときは、払込補足義務を有し、且つ他の組合員に対し、違約責任を負う。

第66条【有限組合員についての登記事項】 有限組合企業の登記には有限組合員の氏名、名称及び引受ける出資額を明記しなければならない。

第67条【業務執行組合員及び報酬】 有限組合企業は普通組合員により組合業務を執行する。業務執行組合員は組合取決にその業務執行の報酬及び報酬の受取り方法を定めるよう請求することができる。

第68条【代表権の否定・業務執行とみなされない行為】 ①有限組合員は組合業務を執行しないときは、対外的に有限組合企業を代表することはできない。

②有限組合員の以下の各号に掲げる行為は、組合業務の執行と看做さない。

- (1) 普通組合員の組合の加入、脱退の決定への参与
- (2) 経営管理についての意見の提出
- (3) 会計監査業務を引受ける会計事務所の選択への参与
- (4) 会計監査を経た財務会計報告の取得
- (5) 自己の利益に関わる財務会計帳簿などの財務資料の閲覧
- (6) 企業の利益が侵害を受けた場合における責任を有する組合員に対する権利の主張及び訴えの提起
- (7) 業務執行組合員が権利の行使を怠った場合における、権利行使の催告又は企業の利益のための自己の名義を以てする訴えの提起
- (8) 法に基づく組合企業への担保の提供

第69条【利益の分配】 有限組合企業は利益の全部を一部の組合員に分配してはならない。但し組合取決に別段の定めがある場合は、この限りで

ない。

第70条【自己取引】 有限組合員は当該有限組合企業と取引することができる。但し組合取決に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第71条【競業の許容】 有限組合員はその所属する企業と競争する業務を自営し、又は他人と合作して経営することができる。ただし、組合取決に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第72条【持分の質入】 有限組合員はその企業中の財産の持分につき質権を設定することができる。ただし、組合取決に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第73条【持分の譲渡】 有限組合員は組合取決に基づき、組合員以外の者にその財産の持分を譲渡することができる。ただし、30日前までに他の組合員にその旨を通知しなければならない。

第74条【持分に対する執行】 ①有限組合員はその財産で組合企業と関係がない自己の債務を弁済できないときは、その組合企業での配当利益を以て弁済することができる。債権者も法に基づきその組合企業中の持分で弁済するよう人民法院に強制執行を請求することができる。

②人民法院が有限組合員の財産持分に強制執行するときは、組合員の全員に通知しなければならない。同等の条件の下で、他の組合員は優先購入権を有する。

第75条【有限組合企業の存続要件】 有限組合企業は有限組合員のみとなっているときは、解散しなければならない。普通組合員のみが残っているときは、普通組合企業に変更するものとする。

第76条【表見普通組合員の責任】 ①第三者が有限組合員と取引をしている場合において、当該有限組合員が普通組合員であると信ずべき理由があるときは、当該有限組合員は取引において普通組合員と同等の責任を負う。

②有限組合員が授権を経ることなく有限組合企業の名義を以て他人と取引をし、有限組合企業又は他の組合員に損害を与えたときは、賠償責任を負う。

第77条【加入前の組合債務に対する有限責任】 新たに組合に加入した有限組合員は、加入前の有限組合企業の債務につき、その引受た出資額を以て責任を負う。

第78条【有限組合員の任意脱退】 有限組合員は、第48条第1項、第3項ないし第5項に掲げる事由の1つがあるときは、脱退することができる。

第79条【有限組合員の民事行為能力の喪失】 有限組合員たる自然人が有限組合企業の存続期間内に民事行為能力を喪失したときは、他の組合員はその脱退を請求することはできない。

第80条【組合員たる地位の承継】 有限組合員たる自然人が死亡し、若くは法に基づき死亡を宣告され、又は有限組合員たる法人若くはその他の組織が消滅したときは、その相続人又は権利の承継人が法に基づき、当該組合員の組合企業における地位を取得することができる。

第81条【有限組合員の脱退後の有限責任】 有限組合員は組合から脱退した後、脱退前の事由を原因として生じた有限組合企業の債務につき、脱退時に組合企業から払い戻しを受けた財産を以て責任を負う。

第82条【組合員の地位の転換】 組合企業の取決めに別段の定めがある場合を除くほか、普通組合員を有限組合員に転換し、又は有限組合員を普通組合員に転換するときは、組合員全員の同意を経なければならない。

第83条【普通組合員に転換後の無限連帯責任】 有限組合員は普通組合員に転換したときは、有限組合員であった期間内に生じた有限組合企業の債務につき、無限連帯責任を負う。

第84条【有限組合員に転換後の無限連帯責任】 普通組合員は有限組合員に転換したときは、普通組合員であった期間内に生じた債務につき、無限連帯責任を負う。

第4章 組合企業の解散、清算

第85条【解散事由】 組合企業は以下の各号の事由の1つがあるときは、

解散するものとする。

- (1) 組合期間満了後の経営を継続しない旨の組合員の決定
- (2) 組合取決めに定める解散事由の発生
- (3) 組合員全員による解散の決定
- (4) 組合員の数が存続要件を満たさない状態の30日間の継続
- (5) 組合取決めに定める目的の達成又は達成不能
- (6) 法に基づく営業許可書の取り上げ、又は閉鎖及び取消命令
- (7) 法令に定めるその他の事由

第86条【清算人】 ①組合企業の解散手続は清算人が行なうものとする。

②清算人は組合員全員がこれを担当する。組合員全員の過半数の同意を得たときは、組合企業の解散事由が生じて後15日以内に1名又は数名の組合員、又は第三者を選定し、清算人を担当させることができる。

③組合企業の解散事由が生じて後15日以内に清算人を確定しないときは、組合員又はその他の利害関係人は清算人を選任するよう人民法院に申し立てることができる。

第87条【清算人の職務】 清算人は清算期間中以下の各号の職務を行う。

- (1) 組合企業の財産の整理、貸借対照表及び財産目録の作成
- (2) 清算に係る組合企業の未達成業務の執行
- (3) 未納税金の納付
- (4) 債権の取立て及び債務の弁済
- (5) 残余財産の引渡し
- (6) 組合企業の訴訟又は仲裁の追行

第88条【債権の届出】 ①清算人が選定（選任）された日から10日以内に組合企業の解散を債権者に通知し、且つ60日以内に新聞誌上に公告するものとする。債権者が、通知書を受領した場合は30日以内に、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内に清算人に債権を届け出なければならない。

②債権者が債権を届け出るときは、債権の関係事項を説明し、且つ証明

資料を提出するものとする。清算人は債権につき登記を行うものとする。

③清算期間内は組合企業は存続する。但し、清算と関係ない経營業務を行なうことはできない。

第89条【残余財産の引渡し】 組合企業財産を以て清算費用、従業員の給料、社会保険費用、法定補償金を支払い、未納税金を納付し、債務を弁済した後の残余財産は、この法律の第33条第1項に基づき引渡すものとする。

第90条【抹消登記】 清算が終了したときは、清算人は清算報告書を作成し、組合員全員の署名、捺印を経た後、15日以内に企業の登記機関に清算報告書を提出し、組合企業の抹消登記を申請しなければならない。

第91条【原普通組合員の無限連帯責任】 組合企業が消滅した後、原普通組合員は組合企業の存続期間内の債務につき無限連帯責任を負う。

第92条【破産による清算】 ①組合企業が期限到来の債務を弁済できないときは、債権者は法に基づき人民法院にその破産による清算を申立てることができ、普通組合員に弁済するよう請求することもできる。

②組合企業が法に基づき破産宣告を受けたときは、普通組合員は組合企業の債務に対し無限連帯責任を負う。

第5章 法律責任

第93条【欺罔手段による設立登記】 この法律の規定に反して、虚偽の書類を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて、組合企業の設立登記をしたときは、企業の登記機関はその是正を命じ、且つ5千円以上5万円以下の罰金を科するものとする。状況が重大である場合は、企業の登記を抹消し、且つ5万円以上10万円以下の罰金を科することができる。

第94条【違法な名称】 この法律の規定に反して、組合企業がその名称に「普通組合企業」、「特殊組合企業」又は「有限組合企業」などの文字を明示していないときは、企業の登記機関はその是正を命じ、2千円以上

1 万元以下の罰金を科することができる。

第95条【許可営業・変更登記の懈怠】 ①この法律の規定に反して、営業許可証を取得せず、組合企業又は組合企業の支部機関の名義で組合業務に従事したときは、企業の登記機関はその是正を命じ、且つ2千元以上2万元以下の罰金を科することができる。

②組合企業の登記事項に変更が生じた場合において、業務執行組合員が期間内に変更登記を申請しなかったときは、これによって組合企業、他の組合員又は善意の第三者に与えた損害を賠償しなければならない。

第96条【企業財産の流用】 組合員が組合業務を執行し、又は組合企業の職員・労働者が職務上の便宜を利用し、組合企業に帰属するべき財産を横領し、又はその他の手段で組合企業の財産を不法に占有したときは、当該利益及び財産を組合企業に返還しなければならない。組合企業及び他の組合員に損害を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。

第97条【組合員全員の同意を要する場合の業務執行権の乱用】 組合員がこの法律の規定又は組合取決めに組合員全員の同意を要する旨定めている業務を他の組合員に無断で処理し、組合企業又は他の組合員に損害を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。

第98条【無権業務執行】 業務執行権を有しない組合員が無断で組合企業の業務を執行し、組合企業又は他の組合員に損害を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。

第99条【競業避止義務違反】 組合員がこの法律又は組合取決めに違反して、その所在する組合企業と競争する業務に従事し又は取引を行なったときは、その収益は組合企業に帰するものとする。組合企業又は他の組合員に損害を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。

第100条【虚偽又は瑕疵ある清算報告書の提出】 清算人がこの法律に基づき企業の登記機関に清算報告書を提出せず、又は提出した清算報告書に重要な事実の隠蔽又は重要事項の漏洩があり、企業の登記機関がその是正を命じたときは、これによって生じた費用及び損害は、精算人が負

担し且つ賠償するものとする。

第101条【清算人の不法な利益の取得】 清算人が清算業務を執行する場合において、不法に収入を貪り、又は組合企業の財産を不法に占有したときは、当該収入及び不法に占有した財産を組合企業に返還しなければならない。組合企業又は他の組合員に損害を与えたときは、法に基づき賠償責任を負う。

第102条【違法な清算】 清算人がこの法律に違反して、組合企業の財産を隠匿し、移転し、貸借対照表又は財産目録に虚偽の記載をし、又は債務を返済する前に財産を分配し、債権者の利益を侵害したときは、法に基づき賠償責任を負う。

第103条【組合員の違約責任・紛争解決の方法】 ①組合員が組合取決めに違反したときは、法に基づき違約責任を負う。

②組合員が組合取決めに履行する場合において、紛争が生じたときは、組合員は協議又は調停の方法で解決することができる。協議若しくは調停を拒絶し、又は協議若しくは調停が整わないときは、組合取決めに定められた仲裁条項又は事後に書面を以て締結した仲裁取決めにに基づき、仲裁機関にその仲裁を申立てることができる。組合取決めに仲裁条項を定めず、事後の仲裁取決ても合意できなかったときは、人民法院に訴えを提起することができる。

第104条【行政管理機関の職員の処分】 行政管理機関の職員がこの法律の規定に違反して、職権を濫用し、私情によって不合理なことをし、収賄し、組合企業の適法な利益を侵害したときは、法に基づき、行政処分を行う。

第105条【刑事責任】 この法律に違反して、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追求する。

第106条【民事賠償の優先】 この法律に違反し、民事賠償責任を負い、又は料料、罰金〔罰款、罰金〕を負担しなければならない場合において、その財産が双方の支払に不足するときは、民事賠償が優先する。

第6章 附則

第107条【非企業専門業務サービス組合】 非企業専門業務サービス組織が法律に基づき、組合を構成したときは、その組合員の責任の負担方法については、この法律の特殊普通組合企業の組合員の責任の負担に関する規定を適用する。

第108条【外国人による組合設立規定の制定】 外国企業又は個人の中国国内における組合企業設立管理規定は、国務院がこれを定める。

第109条【施行】 この法律は2007年6月1日より施行する。